



No. 15
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成26年度第2回

一般国道163号

きよ たき い こ ま
清 滝 生 駒 道 路

【再評価】

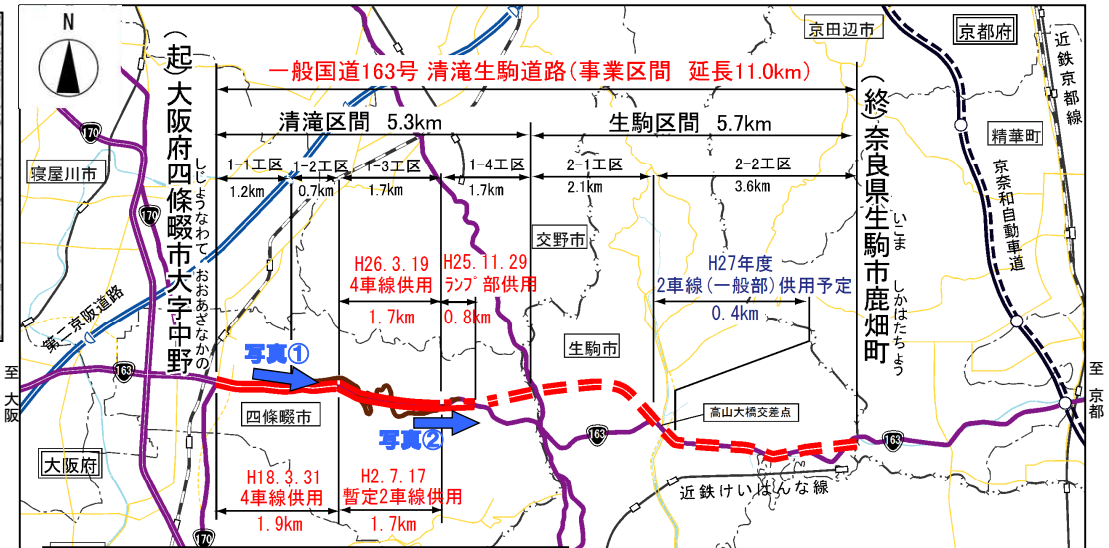
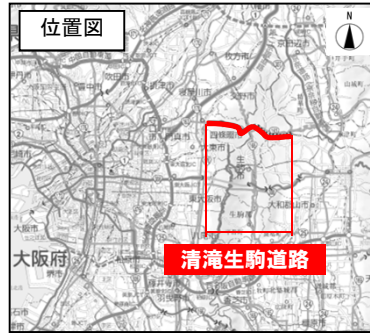
平成26年10月
近畿地方整備局

事業の概要

一般国道163号 清滝生駒道路

事業の目的

- 学研都市へのアクセスの向上
- 交通混雑の緩和
- 交通安全の確保



事業の概要、進捗状況

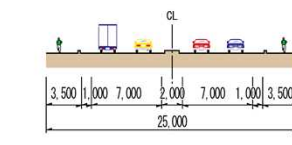
区間	(起)大阪府四條畷市中野 (終)奈良県生駒市鹿畑町
道路延長	11.0km
構造規格	第3種第2級
設計速度	60km/h
車線数	4車線
標準幅員	25.0m
計画交通量	33,400台/日
全体事業費	1,066億円
事業化	昭和54年度
都市計画決定	昭和55年2月(清滝区間1-1,2,3工区) 昭和63年2月(清滝区間1-4工区) 昭和60年8月(生駒区間) 平成17年3月(生駒区間変更) 平成23年8月(清滝区間1-4工区)
用地着手	昭和56年度
工事着手	昭和56年度
供用延長	3.6km(完成4車線) 0.8km(ランプ部2車線)
事業進捗率	約55%(平成26年3月末現在)
用地取得率	約57%(面積ベース、同上)



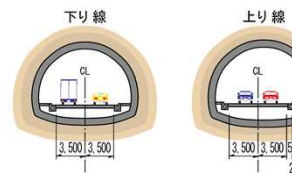
※平成26年3月撮影

標準横断面

【土工部】



【トンネル部】



【高架部】

単位:mm



再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	前回再評価時点(H23年11月)から大きな変化なし	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通量に大きな変化がなく、交通容量を大きく超過。 ■ 関西文化学術研究都市の立地施設は増加傾向であり、状況に変化なし。
2) 事業の整備効果	前回再評価時点(H23年11月)から大きな変化なし	
3) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B/C 1.1 残事業 B/C 2.7
4) 地域における計画等	前回再評価時点(H23年11月)から変化なし	
事業の進捗の見込みの視点	進捗率(事業費) 55% 用地取得率(面積)57%	2-2工区高山大橋交差点 2車線(一般部)H27供用予定
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	新技術、新工法の採用など引き続き検討	

■大阪府知事

平成26年9月22日 交整 第1635号

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

1. 平成25年度の清滝第二トンネル区間等の供用に伴い、トンネル区間が上下線で交通分離され、対面通行が解消し、安全性向上等に寄与しています。しかしながら、更なる整備効果の発現には、一日も早い全線供用が必要であり、段階的な整備も含め、全線整備の事業スケジュールを明らかにされたい。
2. 事業の実施にあたっては、道路構造や施工方法について十分に検討の上、より一層のコスト縮減に努められたい。
3. 今後とも事業を円滑に進めるため、沿道環境への配慮や交通安全対策、地域振興などに関する地域住民の意見を十分に踏まえながら、事業の推進に努められたい。

■奈良県知事

平成26年10月1日 道建 第147号

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

国道163号清滝生駒道路は、奈良県北部における東西方向のネットワーク強化を図り、関西学術研究都市などの地域の振興にも寄与する重要な幹線道路です。

また、平成25年1月に公表された「地域の主要渋滞箇所(奈良県渋滞対策協議会)」においては、清滝生駒道路の現道区間の北田原大橋交差点～高山大橋交差点などが渋滞区間となっており、渋滞解消に向けて早期整備が必要です。

県としても、渋滞解消や交通の円滑化に効果のある高山大橋交差点周辺の平成27年度供用にあわせ、県道枚方大和郡山線等の関連事業を一体的に進めているところです。

以上のことから、対応方針案のとおり事業継続が妥当と考えます。

清滝生駒道路は、事業の必要性等に関する視点に変更はなく、事業の進捗の見込みの視点から継続が妥当と判断できる。

引き続き事業を推進し、早期の開通を目指すことが適切である。

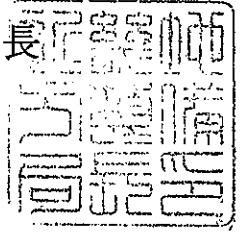
事業継続



国近整企画 54号
平成26年 9月 12日

大阪府知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成26年10月2日に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成26年9月26日(金)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(再評価)

【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道163号清滝生駒道路	事業継続	

※貴府の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
大和川直轄河川改修事業	事業継続	

※貴府の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

国近整企画 54号
平成26年 9月 12日

奈良県知事 殿

近畿地方整備局長

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成26年10月2日に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成26年9月26日(金)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(別紙)

(再評価)

【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道24号大和北道路	事業継続	
一般国道163号清滝生駒道路	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
大和川直轄河川改修事業	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

交 整 1 6 3 5 号
平成 2 6 年 9 月 2 2 日

近畿地方整備局長 様

大 阪 府 知 事



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

貴職におかれましては、日頃から大阪府行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 6 年 9 月 1 2 日付け国近整企画第 5 4 号により照会のありました標記内容について、下記のとおり回答いたします。

記

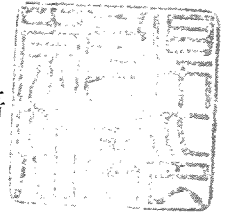
1. 平成 25 年度の清滝第二トンネル区間等の供用に伴い、トンネル区間が上下線で交通分離され、対面通行が解消し、安全性向上等に寄与しています。しかしながら、更なる整備効果の発現には、一日も早い全線供用が必要であり、段階的な整備も含め、全線整備の事業スケジュールを明らかにされたい。
2. 事業の実施にあたっては、道路構造や施工方法について十分に検討の上、より一層のコスト縮減に努められたい。
3. 今後とも事業を円滑に進めるため、沿道環境への配慮や交通安全対策、地域振興などに関する地域住民の意見を十分に踏まえながら、事業の推進に努められたい。

以上

道 建 第 147 号
河 第 226 号
平成26年10月 1日

近畿地方整備局長 殿

奈良県知事 荒井正吾



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見について（回答）

平成26年9月12日付け国近整企画54号で照会のありました標記の件について、
別紙のとおり意見を提出します。

【一般国道163号 清滝生駒道路】

国道163号清滝生駒道路は、奈良県北部における東西方向のネットワーク強化を図り、関西学術研究都市などの地域の振興にも寄与する重要な幹線道路です。

また、平成25年1月に公表された「地域の主要渋滞箇所（奈良県渋滞対策協議会）」においては、清滝生駒道路の現道区間の北田原大橋交差点～高山大橋交差点などが渋滞区間となっており、渋滞解消に向けて早期整備が必要です。

県としても、渋滞解消や交通の円滑化に効果のある高山大橋交差点周辺の平成27年度供用にあわせ、県道枚方大和郡山線等の関連事業を一体的に進めているところです。

以上のことから、対応方針案のとおり事業継続が妥当と考えます。